

(健Ⅱ133F)

令和元年10月21日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿



日本医師会感染症危機管理対策室長

釜 范 敏

令和元年台風第19号に係る被災地における
インフルエンザ等の感染症対策の実施について

今般、厚生労働省健康局結核感染症課より各都道府県等衛生主管部(局)あて別添の事務連絡が発出され、本会にも情報提供がありましたのでご連絡申し上げます。

本件は、本年のインフルエンザの流行時期が全国的に早まる可能性があることを踏まえ、標記被災地におけるインフルエンザを含む感染症対策の実施に際し、下記の事項についての対策を求めているものです。

また、本年10月16日付け(健Ⅱ131F)をもってご連絡いたしました被災地域における消毒、害虫等対策(ねずみ族、昆虫等駆除)の実施に関し、各都道府県等衛生主管部(局)あて追加の留意事項が示されておりますのでご参考までにお送りいたします。

なお、インフルエンザ対策(避難所等における医療支援、予防接種の実施等)について、今後、厚生労働省より文書が発出される予定であり、追ってご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会管下郡市区医師会、関係医療機関等への情報提供についてご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

記

1. 避難所における感染予防対策の徹底について

被災地がインフルエンザの流行時期に入る可能性や被災者の避難所での生活が長期化する可能性を踏まえ、避難所においてインフルエンザを含む感染症の発生及び感染拡大を防止するため、市町村、被災者、職員等を含む関係者に対して、咳エチケットやマスクの着用、手指衛生について周知徹底するとともに、避難所のトイレや床の清掃等を通じた衛生管理についても、引き続き徹底すること。

2. 支援に従事する者における感染症対策について

被災地に外部から感染症の病原体が持ち込まれることを未然に防止するため、ボランティアをはじめ被災地域の避難所等に入出入りする者に対して、咳エチケットやマスクの着用、手指消毒の周知徹底を図るとともに、熱等の症状がある場合には支援に従事させないなどの対応を徹底すること。

3. 感染が疑われる者の早期発見、早期治療、感染拡大の防止について

避難所においては、保健師の巡回、健康相談等により、感染が疑われる者を早期に発見し、速やかな受診につなげることにより、感染拡大の防止に努めること。

各（都道府県
保健所設置市
特別区）衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康局結核感染症課

令和元年台風第19号に係る被災地におけるインフルエンザ等の感染症対策の実施について

本年においては、インフルエンザの流行時期が全国的に早まる可能性があることを踏まえ、標記被災地におけるインフルエンザを含む感染症対策の実施に際し、下記についてご留意いただきますようお願いします。

なお、標記被災地を含まない地方公共団体におかれましても、今後の参考とされますよう本事務連絡を送付します。

記

(1) 避難所における感染予防対策の徹底について

被災地がインフルエンザの流行時期に入る可能性や被災者の避難所での生活が長期化する可能性を踏まえ、避難所においてインフルエンザを含む感染症の発生及び感染拡大を防止するため、貴管内の市町村や、被災者、貴職員を含む関係者に対して、咳エチケットやマスクの着用、手指衛生を改めて周知徹底いただきますようお願いします。また、避難所のトイレや床の清掃等を通じた衛生管理についても、引き続き徹底いただきますようお願いします。

(2) 支援に従事する者における感染症対策について

被災地に外部から感染症の病原体が持ち込まれることを未然に防止するため、ボランティアをはじめとする被災地域の避難所等へ出入りする者に対して、咳エチケットやマスクの着用、手指消毒の周知徹底を図るとともに、熱等の症状がある場合には支援に従事させないなどの対応の徹底をお願いします。

(3) 感染が疑われる者の早期発見、早期治療、感染拡大の防止について

避難所においては、保健師の巡回、健康相談等により、感染が疑われる者を早期に発見し、速やかな受診につなげることにより、感染拡大の防止に努めていただきますようお願いします。

事 務 連 絡
令 和 元 年 10 月 19 日

各 〔 都 道 府 県 〕
〔 保 健 所 設 置 市 〕 衛 生 主 管 部 (局) 御 中
〔 特 別 区 〕

厚生労働省健康局結核感染症課

令和元年台風第 19 号に係る被害地域における感染症予防対策としての消毒等について

標記被害に際して、令和元年 10 月 13 日付事務連絡「令和元年台風第 19 号に係る被害地域における感染症予防対策について」及び令和元年 10 月 16 日付事務連絡「令和元年台風第 19 号に係る被害地域における感染症予防対策としての消毒及び害虫等対策の実施について」にて、感染症の発生及びまん延が懸念される場合の感染症予防対策として消毒及び害虫等対策（ねずみ族、昆虫等駆除）を円滑かつ適切に実施いただくようご連絡したところですが、当該消毒等に係る追加の留意事項を下記のとおり取りまとめましたので、対応に当たりご配慮いただきますようお願いいたします。

なお、標記被害地域を含まない地方公共団体におかれましても、今後の参考とされますよう本事務連絡を送付します。

記

(1) 浸水した家屋等の消毒の手順の周知及び関連物資の配布について

浸水した家屋等の消毒の手順について、住民の方々に対する周知用資料を別添のとおり作成しましたので、周知の際にご活用いただきますようお願いいたします。また、住民の方々に対して消毒薬を配布する際には、必要に応じてマスクや手袋等の関連物資も併せて配布いただきますようお願いいたします。

(2) がれきの撤去等の作業に専門的に従事する方への防じんマスク着用の勧奨について

消毒を行う前提となるがれきの撤去等に際して、汚泥から生じるレジオネラ菌を含む微細な水滴を多量に吸引した場合には、レジオネラ症を発症する可能性があるため、特にがれきの撤去等の作業に専門的に従事する方については、防じんマスクの着用を勧奨していただきますようお願いいたします。

別添：浸水した家屋の感染症対策

- 感染症予防のためには、**清掃と乾燥**が最も重要です
清掃が不十分だと、消毒の効果を発揮できません！！
- **屋外（床下や庭）の消毒は原則不要**です

消毒の手順

消毒の前に十分清掃しましょう！

- ① ほこりから目や口を保護するため、**ゴーグル・マスクを着用**
- ② 清掃中のケガ予防に、**手袋・底の厚い靴などを着用**
- ③ ドアと窓をあけて、**しっかり換気**
- ④ 汚泥は**十分に取り除き、しっかり乾燥**
清掃が不十分だと、消毒の効果を発揮できません！！

主な消毒液と使用方法

- **ゴム手袋・長靴、ゴーグル等を着用して作業しましょう！**
- **次亜塩素酸ナトリウム**
汚染の程度がひどい場合、長時間浸水していた場合に使います
- **アルコール、塩化ベンザルコニウム**
色あせ、腐食などにより次亜塩素酸ナトリウムが使用できない場合に使います

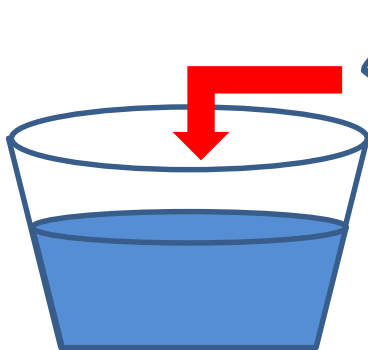
消毒薬	対象と使い方	
	食器類・流し台・浴槽	家具類・床
次亜塩素酸ナトリウム (家庭用塩素系漂白剤でも可)	0.02%に希釈する ① 食器用洗剤と水で洗う。 ② 希釈した消毒液に5分間漬けるか、消毒薬を含ませた布で拭き、その後、水洗い・水拭きする。 ③ よく乾燥させる。	0.1%に希釈する ① 泥などの汚れを洗い流すか、雑巾などで水拭きしてから、十分に乾燥させる。 ② 調整した液を浸した布などでよく拭く。 ③ 金属面や木面など色あせが気になる場所は、水で2度拭きする。
消毒用アルコール	希釈せず、原液のまま使用する ① 洗剤と水で洗う。 ② アルコールを含ませた布で拭く。 ※70%以上のアルコール濃度のものを使用すること ※火気のあるところでは使用しない	希釈せず、原液のまま使用する ① 泥などの汚れを洗い流すか、雑巾などで水拭きしてから、十分に乾燥させる。 ② アルコールを含ませた布で拭く。 ※70%以上のアルコール濃度のものを使用すること ※火気のあるところでは使用しない
10%塩化ベンザルコニウム (逆性石けん)	0.1%に希釈する ① 泥などの汚れを洗い流すか、雑巾などで水拭きしてから、十分に乾燥させる。 ② 調整した液を浸した布などでよく拭く。	0.1%に希釈する ① 泥などの汚れを洗い流すか、雑巾などで水拭きしてから、十分に乾燥させる。 ② 調整した液を浸した布などでよく拭く。

浸水した家屋の消毒手順

消毒液の希釈方法

- 薬液の濃度や用法など消毒薬は、薄めて（希釈して）使用するものがあります。使用上の注意事項を確認してから使用しましょう。

0.1%希釈の簡易的な方法



消毒液
コップ100cc

10%消毒液であれば…
コップ1杯 (100cc)を入れて、水 (**1ℓ**) を入れる

バケツ (10ℓ) を使用する場合

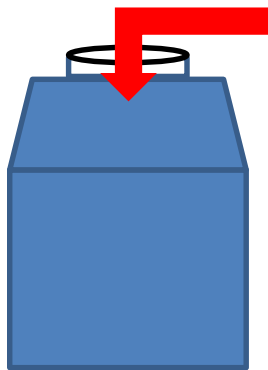


キャップ2杯
※キャップ1杯 (4~5cc)

10%消毒液であれば…
ペットボトルのキャップ**2杯**を入れて、水 (**1ℓ**) を入れる

ペットボトル (1ℓ) を使用する場合

0.02%希釈の簡易的な方法



キャップ1杯 (4~5cc)

10%消毒液であれば…
ペットボトルのキャップ**1杯**を入れて、水 (**2ℓ**) を入れる

ペットボトル (2ℓ) を使用する場合

清掃・消毒作業が終わったら

- 作業が終わったら**しっかり手洗い**
- ケガをした場合は**しっかり洗浄、消毒**
- 深い傷や汚れた傷**、目を洗浄しても充血する場合は**医師に相談**
- 消毒薬の使用後は、よく乾燥させてください